

## 確認済証又は検査済証の年月日、番号を知りたいときは

建築物の確認済証又は検査済証を紛失し、確認番号等が不明な場合は、「確認済証等交付証明書」を建築課に申請できます。

申請に際しては、**次の事項に注意**してください。

- 1) 電話・口頭等による確認番号等のお知らせは行っていません。番号等は**書面のみでの証明**になります。
- 2) ①建築主氏名、②建設地名地番、③建設年月日、④建築物の構造・階数・床面積等が**明確に特定できない場合**は、証明書が発行できなかつたり、発行までに日数が必要となります
- 3) 確認済証が発行されていない場合もありますので、必ず**事前に記載の有無を建築課に照会**してから申請してください。
- 4) 手数料として、**県証紙（山形県収入証紙）500円分を申請書に貼付**してください。県証紙は、総合支庁、市役所の売店等の県が指定した**県証紙売りさばき所**で購入できます。

### 【証明書発行までの流れ】

- ① **確認台帳に記載の有無の照会**（電話又は来課どちらでもかまいません。）  
台帳に記載がない場合は証明書発行の申請を受付け出来ませんので、申請前に建築課に記載の有無を照会してください。  
申請内容を特定できるよう、可能な限りの情報（最低でも、①確認申請又は工事着工の年月、②地名地番、③申請当時の建築主の氏名）を準備して照会してください。  
建築課からの連絡のため、氏名、電話番号をお聞きしますので、あらかじめ御了承願います。
- ② **台帳記載の有無の連絡**（有無の確認には、時間を要する場合があります。）  
照会あった申請物件が、台帳に記載されているか調査後に、その有無を建築課から電話連絡します。
- ③ **交付申請書の提出**（記載があった場合のみ申請できます。）  
郵送又は窓口持参のどちらでも申請できます。申請手数料として県証紙（500円）を忘れずに貼付してください。
- ④ **証明書の交付**  
申請書と台帳の記載内容を照合した後に、証明書を交付します。証明書はA4版1枚です。  
窓口での交付又は郵送による交付のどちらでも可能です。ただし、普通郵便以外（速達や簡易書留等）での交付を希望する場合は、必要な金額の切手を貼付し、宛名を記載した返送用の封筒を同封してください。

（お問合せ先）

所属課 村山総合支庁建設部建築課

担当 審査指導担当

TEL023-621-8236 / FAX023-634-9204

様式第4号の3

### 確認済証等交付証明書交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所

氏名

建築基準法施行細則第8条の2の規定により、下記の建築物（建築設備、工作物）に係る確認済証等交付証明書の交付を受けたいので申請します。

#### 記

1 建築主、設置者 又は築造主	
2 建築（設置、築造） 地名地番	
3 建築物の構造及び 階数（建築設備及び 工作物にあつては、 その種類）	
4 建築物の面積又は 工作物の築造面積	
5 確認済証交付 年月日及び番号	
※総合支庁受付	※手数料欄（県証紙）

(注) 1 建築設備に係る確認済証等交付証明書の交付を申請する場合は、4欄の記載は不要です。

2 ※印欄は、記入しないでください。

3 県証紙には、消印しないでください。